

# 土木工事施工管理基準（IS09001 試行工事用）

平成 12 年 12 月 12 日 制 定

平成 15 年 3 月 27 日 改 定

平成 17 年 3 月 31 日 改 定

## 1 適用範囲

この「土木工事施工管理基準（IS09001 試行工事用）」（以下「基準」という。）は、建設局が施行する土木工事において、工事請負契約標準契約書第 52 条（補則）に基づく「IS09001 を活用する工事の試行」（以下「試行」という。）の実施に係る協議の結果、試行実施の確認書によりこの基準を使用することが合意された工事に適用する。この基準に記載のない項目・事項については、東京都建設局が定めた「土木工事施工管理基準」（以下「通常の基準」という。）による。

## 2 品質管理

品質管理基準のうち、試行に係る工種及び試験（測定）項目については、別表によるものとする。

## 3 管理項目及び方法

- (1) 請負者は、出来形管理及び品質管理に当たり、出来形図、測定結果表、各種報告書及び品質証明等について、施工管理の記録として品質管理記録表及び品質管理チェック表等により、適切に書類を作成し、管理しなければならない。
- (2) 請負者は、工事の施工段階並びに工事完成時不可視になる箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況及び工事中の災害写真等を工事記録写真撮影基準により撮影するものとする。なお、通常の基準で規定された試験（測定）及び確認等を行う際にも、その都度、試験（測定）結果等を写真で撮影し、工事記録写真として適切に記録・整理しなければならない。
- (3) 請負者は、工事記録写真の撮影に当たっては、ビデオ等を活用することができる。この場合において、請負者は、撮影方法及び整理の方法について、あらかじめ監督員と協議しなければならない。

## 4 記録の提出

請負者は、測定又は試験等の結果について、品質管理記録表、品質管理チェック表及び工事記録写真等を工事と併行して作成し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求があった場合は、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

なお、品質管理記録表、品質管理チェック表には、出来形図、測定結果表、試験成績表及び品質証明書等を含む。

## 5 その他

請負者は、この基準及び通常の基準に定めのない品質管理項目に係る監督員の確認に当たっては、原則として品質マネジメントシステムに基づく品質記録書類によることとするが、これによりがたい場合は監督員と協議しなければならない。

別表(1/2)

## 土木工事施工管理基準；品質管理基準（ISO9001 試行工事用）

工 種		試験(測定)項目	確 認 方 法	備 考	
上層路盤・基層・表層工	施工	指 コア採取・密度	試験研究機関を指定して、その試験結果で確認する。		
		指 路面の平坦性	測定結果により判定する。		
	グリースアスファルト舗装	指 厚さ	測定結果により判定する。		
		指 コア採取・密度	試験研究機関を指定して、その試験結果で確認する。		
レゾニックストコンクリート工	施工	指 厚さ	測定結果により判定する。	一般、舗装に適用	
		指 路面の平坦性	測定結果により判定する。		
ガス圧接	施工	施工前試験	外観試験	試験結果により判定する。	
			引張試験（供試体）	試験結果により判定する。	
	施工後試験	超音波探傷検査	標準仕様書に定めのある技術者が行った試験結果により判定する。		
		外観試験（検査）	試験結果により判定する。		
アンカー工	施工	適性試験	設計荷重に対して十分に安全であることを試験結果により判定する。		
		確認試験	設計荷重に対して十分に安全であることを試験結果により判定する。		

別表(2/2)

工 種		試験(測定)項目	確 認 方 法	備 考
既成杭工	施 工	鋼管杭・コンクリート杭 浸透探傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	われ及び有害な欠陥がないことを標準仕様書に定めのある技術者が行った試験結果により判定する。	
		鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	通常の基準に定められた規格値を満足していることを標準仕様書に定めのある技術者が行った試験結果により判定する。	
	鋼管杭の現場溶接 超音波探傷試験	通常の基準に定められた規格値を満足していることを標準仕様書に定めのある技術者が行った試験結果により判定する。		
	鋼管杭・コンクリート 水セメント比試験	試験結果により判定する。		

## 〔注意〕

- 1 上記表に関する試験(測定)項目、凡例等については、通常の基準の定めによる。
- 2 上記表に記載のない工種及び試験(測定)項目については、通常の基準による。
- 3 通常の基準及び JIS 等の改正に伴う試験(測定)項目名称等の変更があった場合には、当該事項に読み替えることとする。

